

第 589 回 統計審議会議事録

- 1 日時 平成 13 年 11 月 9 日（金） 14:00～16:00
- 2 場所 総務省第 1 特別会議室（中央合同庁舎第 2 号館 8 階）
- 3 議題

- (1) 答申事項

- ア 諮問第 275 号の答申「個人企業経済調査の改正について」（案）
- イ 諮問第 277 号の答申「経済産業省生産動態統計調査の改正について」（案）

- (2) 部会報告

- 4 配布資料

- 1) 諮問第 275 号の答申「個人企業経済調査の改正について」（案）
- 2) 諮問第 277 号の答申「経済産業省生産動態統計調査の改正について」（案）
- 3) 部会の開催状況
- 4) 平成 13 年 9 月指定統計・承認統計・届出統計月報（第 49 巻・第 9 号）
- 5) 指定統計の公表実績及び予定

- 5 出席者

【委員】竹内会長、美添委員、廣松委員、篠塚委員、舟岡委員、飯島委員、須田委員、菅野委員、後藤委員、清水委員、新村委員

【統計審議会会議内規第 2 条の規定による出席者】

総務省大林統計調査部長、同上杉経済統計課長、厚生労働省渡辺統計情報部長、農林水産省神保企画調整室長、経済産業省成田調査統計部長、同高橋鉦工業動態統計室長、国土交通省藤田企画調整室長、東京都早川統計部長

【事務局（総務省統計基準部）】

総務省平山統計基準部長、同北田統計審査官、同牛尾調査官

- 6 議事概要

- (1) 答申事項

- 1) 諮問第 275 号の答申「個人企業経済調査の改正について」

総務省統計局統計基準部の北田統計審査官が資料 1 の答申（案）の朗読を行った。続いて、後藤企業統計部会長が審議経過及び答申（案）の説明を行った。

後藤部会長）個人企業経済調査の改正については、本年 6 月 8 日に諮問を受け、企業統計部会に審議が付託された。本件に係る部会は 3 回（7 月 6 日、7 月 26 日及び 10 月 18 日）にわたって開催された。

答申（案）は、「今回の改正計画」の評価と「今後の課題」の二つの事項から構成されている。また、「今回の改正計画」は、「調査体系及び調査票の構成」、「調査対象数の拡充」、「調査事項」、「調査の周期及び方法」及び「集計様式の変更」に項目分けしている。

「調査体系及び調査票の構成」については、現行の個人企業経済調査の 4 種類の調査票及び個人企業営業状況調査の 1 種類の調査票を統合し、四半期ごとに調査する個人企業の動向に関する「動向調査票」と年 1 回調査する個人企業の構造に関する「構造調査票」の 2 種類に組み替えて実施することとしている。これについては、個人企

業の景気動向及び構造的変化をよりの確に把握し、報告者負担の軽減も図られることから適当と判断した。

「調査対象数の拡充」については、現行の約2,800事業所から約3,700事業所に拡充することとしているが、これについては、結果精度の向上が図られるとともに、より詳細な表章が可能となるなど調査結果の有用性が増大すること等から適当と判断した。

「調査事項」については、「構造調査票」において、近年の個人企業における系列化の進展、事業主の高齢化等の構造変化を的確に把握するため「チェーン組織への加盟の有無」及び「後継者の有無」等について、また、個人企業の情報化の状況を把握するため「パーソナルコンピュータの使用の有無」及び「インターネットへの接続の有無」について新規に調査することとしている。これについては、個人企業の経営状況等の的確な把握に資することから適当と判断した。

「調査の周期及び方法」については、「動向調査票」により、同一調査対象に対し今までの6か月間の毎月調査から1年間の四半期ごとの調査に期間を延長して実施することとしている。これについては、個人企業の景気動向を把握する観点からは四半期ごとの調査で十分であると考えられ、報告者負担の軽減にも資することから適当と判断した。

また、「構造調査票」のうち、「営業上の資産及び負債」に関する部分については、現行の「営業資産・負債調査票」と同様に、密封した形で調査員に提出し、密封された調査票をそのまま直接、総務省統計センターに送付することとしている。これについては、調査事項が個人の経済状況に密接に関連している点に配慮したものであり、おおむね適当と判断したが、結果精度の向上を図るためには、調査実施部局が必要に応じて調査対象に疑義照会を行う等、調査票の内容審査を的確に行うことが必要である旨付記した。

2つ目の事項の「今後の課題」としては、今回の改正で新たな調査事項となるインターネットの利用状況等を踏まえ、個人企業における電子商取引の状況把握について検討すること及び調査を効率的に実施する観点から、郵送調査及びインターネット調査の導入の可能性について検討することが必要であるとした。

[質 疑]

飯島委員) 今回の改正計画における簡素化の方向性や調査事項、調査周期の変更については、基本的に賛成である。答申(案)1(4)イの「調査の方法」において、「構造調査票」のうち「営業上の資産及び負債」に関する部分の調査票は、調査員及び都道府県による審査を経ないで密封したまま総務省統計センターに送付されるため、調査実施部局において必要に応じて調査票の内容審査を行うこととしているが、それはどのような場合に、どのような方法で行うのか。そのやり方によっては調査客体との信頼関係が崩れる可能性もあり、慎重に行う必要があると思う。場合によっては、この調査項目を外しても良いのではないか。

上杉課長) 御指摘の点は、調査実施部局としても慎重にすべきとの考えを持っている。現行の状況をいえば、密封して郵送された調査票について、直接、疑義照会を行うことや、白紙提出の調査票について再度、記入をお願いするというようなことはしていない。

しかし、部会審議の中で、指定統計で実施する以上は結果精度の確保に向けた努力

をすべきではないかという議論があったことから、疑義照会や白紙提出の調査票について再度文書で記入依頼を行うなど、御指摘の点も考慮しつつ、統計精度の確保に努めたい。

飯島委員) そのようなことから始めるのが妥当だろう。

美添委員) 今の議論について、一般的な統計調査における日本語の「審査」という表現は一般の人には違和感があるのかもしれない。英語では editing という表現をしている。

実態としては調査実施部局が説明したとおりであり、調査票の回収段階における記入漏れ等の確認だけでなく、例えば企業調査では、売上高と従業員数が大幅に違う場合には桁の間違いなど、調査票の記入内容の整合性の検討をすることがある。

また、世帯調査における単純な例を挙げると、5歳で既婚と記入されていれば一目瞭然に誤記であると分かるが、これを修正等することもすべて「審査」という表現を用いているため、日常用語とは若干異なる。統計用語については、一般的に分かりやすい注釈を付けるなどの広報活動が必要かもしれない。

竹内会長) この統計調査に関しても、一般的な統計調査と同様に、調査員が誤記等と思われる部分について確認することがあり得るということか。

上杉課長) 「営業上の資産及び負債」に関する調査事項については、調査実施部局で封書を開封し、数値の整合性等について論理的なチェックを行い、疑義があれば照会をすることになる。しかし、例えば資産「0 (ゼロ)」、負債も「0」と数値が明確に記載されている場合については判断が難しいが、数値が記載されている以上は正しく回答していただいていると受け止め、統計上処理すべきであると考えている。

ただし、白紙で返送されてきたものについては、文書により再提出を依頼することも考えている。

竹内会長) その点については程度問題でもあり、ある意味では常識的な範囲で対処していただきたい。「審査」という用語が常識的感覚と異なるかもしれないとの指摘を受けたが、一般的な「審査」を行うものと理解して良いだろう。

篠塚委員) 答申(案) 1(4)ア「調査周期」の文中に「本調査の改正のための研究調査の結果等により調査期間が1年になっても調査対象事業所の協力が得られると考えられる」との記述があるが、プリテストの結果では問題がないということか。

後藤部会長) 調査期間を1年に延長した場合でも回答していただけるかについてアンケート調査を実施した結果、調査期間が1年になっても協力するという回答が非常に多かったため、問題は無いと判断した。

上杉課長) 改正の計画段階で様々な試験調査を行っており、その一環として、調査期間を現行の6か月から1年に延長することを調査客体がどう受け止めるかについてアンケート調査を実施した。その結果、この調査には協力したくないとする回答が約6割あったが、残りの4割については期間を1年に延長しても協力するという回答が最も多く、調査票の調査項目数を減らす等全体として負担を減らす工夫を行うことにより調査対象に理解してもらえると判断した。

篠塚委員) このアンケート調査のサンプル数はどの位か。

上杉課長) 約500である。

竹内会長) 今の説明の中で、約6割が協力したくないとの結果であったということであるが、

どのような点で協力したくないとしているのか。

上杉課長) 個人企業はほとんど個人に近い経営体であり、一般的な企業であれば調査票の記入を担当する部門があるだろうが、個人企業の場合は個人が経営のかたわらで記入することとなる。実査を担当する都道府県や調査員からは、現行の調査において毎月帳簿から経理上の数値を記入するのは大変負担が大きいとの声が多く、約6割が協力したくないという結果はそれを反映したものと受け止めている。

竹内会長) そうであれば、毎月の調査を四半期ごとの調査にすることが記入者負担の軽減になるのか。

上杉課長) そのように判断をして、改正案として提案した。なお、ある都道府県が調査員を集めた会議の場で、今回の改正計画の内容を説明した際に調査員の率直な意見を聴いたところ、確かに調査項目を減らしてはいるが、1年間継続して調査票の記入をお願いするのは今まで以上に負担感があるという声が多かった。

竹内会長) 6か月間の毎月調査で6回より、1年間四半期ごとに4回調査する方がお願いしにくいということか。

上杉課長) 6か月間に6回調査するとしても半年で終わるが、回数は4回でも1年間継続してお願いすることには抵抗があるという声もあったようである。

竹内会長) 現段階では特に問題がないということだろう。

上杉課長) そのとおり。

飯島委員) 調査項目中の給料賃金については、企業が負担する賞与、法定福利費、年金、医療保険等の様々な経費があり、また、日本版401Kという新しい年金制度も施行される。給料賃金とは、一般的には毎月支払う給与賃金と理解しがちであるが、ここでいう給料賃金は従業員に直接支払った賞与を含めた金額なのか、あるいは法定福利費用等も含めたトータルの金額なのか。

上杉課長) この項目は、毎年3月に行う確定申告を基に記入することとなっている。つまり、確定申告では1年間の営業経費のうち給料賃金となるものを記載していることから、賞与を含めた金額ということになる。

美添委員) 本改正計画は、様々な点で記入者負担の軽減を図りつつ、調査対象数を拡充することによって集計表の信頼性が高まる表章ができることから、高く評価できるだろう。

ただし、集計表には細かいクロス分類があり、今後、クロス分類への要望が高まれば、改正後のサンプル数を3,700事業所としてもまだ不足する可能性がある。そのような将来展望も含め、今後も報告者負担の軽減と調査規模の拡大の可能性のバランスを念頭において実施していくことが課題となる。

自分としては、集計表の信頼性を確保するためには事業所数を増やすことも必要であると考えているが、そのバランスについてはどのような展望を持っているのか。

竹内会長) 今回の事業所数の拡大により、より多くの情報が得られる。一面では調査対象の規模がまだ不十分であるとしても、予算の制約と統計精度のバランスの問題もあり、将来的にこの調査をどの程度拡大すればよいかについては、調査実施部局でも返答に困るのではないかと。自分としては、この場では将来の拡大の可能性について検討していく必要があると述べるにとどめればよいのではないかとと思う。

美添委員) クロス集計表の利用者の需要が高まれば、事業所数を拡大する必要性も出てくると

いうことだろう。

竹内会長) 率直に申し上げますと、現段階ではこの集計表の利用度は高くはないが、将来、利用価値のある集計表ができれば利用度も高まると思う。統計の必要性和現実の利用は絶えず循環するものであり、使いようのない統計は誰も使わないことから、現段階では需要がないものとなっているかもしれない。需要が高まれば事業所数の拡大を求める声も当然高まるだろう。ところで、現在の個人企業経済調査の母集団数はどのくらいあるのか。

上杉課長) 202 万事業所である。

竹内会長) 別の観点からいえば、202 万の母集団数のうち 3,700 の標本数であり、他の統計調査と比較しても標本数は少なく、拡大する余地は大きいだろう。標本数の規模については、家計調査などとは性格が異なり比較できないが、企業関係の調査との比較では標本数は少なく、将来的には拡大する方向で考える必要があるだろう。

本案をもって当審議会の答申として採択してよろしいか。御異論がなければ、総務大臣に対して答申することとする。

それでは総務省統計局の大林統計調査部長から御挨拶を頂く。

大林部長) 個人企業経済調査の改正案について、竹内会長を始め委員の方々、後藤部会長をはじめとする企業統計部会の専門委員の方々に統計審議会及び部会を通じ、多面的に御検討を頂き、答申を得ることとなり、調査実施部局として御礼申し上げます。

この改正案は、調査開始以来続けてきた調査の仕組みを大幅に変えて、調査全体のスリム化を図りながら個人企業の今日的課題を把握するための新たな調査項目を加えるなど、これまで以上に個人企業の経営の実態を明らかにできるものと考えている。

経済情勢が厳しい今日、我が国の民営事業所の多数を占める個人企業の経営の実態を明らかにする唯一の統計調査であり、その重要性を認識しながら、今後ともこの統計がより良いものになるように努力してまいりたい。また、今後の課題として御指摘を頂いた事項についても、答申の趣旨を踏まえて今後検討を進めてまいりたい。

2) 諮問第 277 号の答申「経済産業省生産動態統計調査の改正について」

総務省統計局統計基準部の北田統計審査官が資料 2 の答申(案)の朗読を行った。続いて、清水鈺工業・建設統計部会長が審議経過及び答申(案)の説明を行った。

清水部会長) 経済産業省生産動態統計調査の改正については、本年 9 月 14 日に諮問を受け、鈺工業・建設統計部会に審議が付託された。本件に係る部会は 3 回(10 月 4 日、10 月 11 日及び 10 月 24 日)にわたって開催された。

答申(案)は、「今回の改正計画」と「今後の課題」の二つの事項から成り、「今回の改正計画」については、「見直しに関する統一基準」と「改正内容」の二つの事項から構成されている。

まず、「見直しに関する統一基準」については、いずれも、鈺工業生産動態のよりの確な把握、報告者負担の軽減、調査の効率的な実施等の観点から適当と判断した。

次に「改正内容」については、この統一基準に沿った改正であり、同様の観点から、いずれも適当と判断した。ただし、調査票の提出期日の変更については、当初の経済産業省における改正計画にはなかったが、部会審議において都道府県等からの要望も

あり、当初計画を変更することが適当であるとした。具体的には、都道府県知事に対する調査票の提出期日について、現行の翌月5日を翌月10日に変更することを適当とした。

最後に「今後の課題」については、現行の機械統計月報、化学工業統計月報等の通常「月報」と呼ばれる結果報告書の中には品目の金額ベースの合計値が掲載されていないものがあるが、生産動向が価格変化にどのような影響を与えるかを分析するには金額ベースの合計値が必要であることから、この合計値を可能な限り結果報告書に掲載していくことについて検討する必要があるとした。

〔質 疑〕

美添委員) この統計調査は、従来から業種ごとに調査体系が異なっていたが、今回の改正計画の趣旨で最も重要な点は、見直しに関する統一基準を設けたことであろう。鉄鋼、繊維等旧来からの業種の調査項目が細かい一方、電子機器関係の調査項目は手薄であることが以前から指摘されていたが、今回の改正は、これに正面からこたえたものとなった。

今後、この統一基準を準用することにより、コストを不必要に上げずに必要な調査が実施できることを高く評価したい。調査事項等についても統一的な基準が設けられており、生産動態統計の利用者からみても歓迎し得るだろう。

竹内会長) 美添委員の発言に関連して、資料3の部会の結果概要でも若干触れられているが、経済産業省所管の調査については統一基準が設けられたが、生産動態統計及び生産指数計算においては経済産業省所管外のものがある。どのような場で検討すべきかは分からないが、部会でも議論となっており、所管外の調査との整合性を確保するための検討も必要ではないか。

清水部会長) その点については、第587回統計審議会で飯島委員から御提言があり、部会審議の過程でも菅野委員から府省別に分かれている生産動態統計を横断的に検討する場も必要ではないかという御提案があった。

現行の統計審議会の枠組みの中でどのような形で検討するかについては、今のところ適当な回答はできないが、統計審議会及び会長に検討の必要性を提言するということで考えている。現在の枠組みの中でできることは、府省ごとの個別の生産動態統計について改正案が出れば、その段階で個別に対応していくことを通して、結果的に横断的な調査設計を行う統一基準の方向性を探っていくことだろう。

しかし、これは大変難しい課題であり、異なる調査実施部局を束ねて審議することは現状では困難だろう。

竹内会長) そこが統計審議会が法施行型に移行したことにより動きづらくなった点だろう。例えば、移行前であれば、生産指数に関して経済指標部会で統一的な問題を議論することが可能であったが、それもできなくなった。しかし、統計審議会としては、それぞれの統計の整合性が保たれるように各府省に御努力を頂き、何らかの形で調整が図られることを要望したい。

飯島委員) 今回の改正計画の基本的な考え方については賛成である。製品欄について生産活動を把握するために最低限必要な6項目を基本として、数量系列の分析に加えて金額系列の分析を行うため、現在、未調査の業種について販売金額項目を追加するとしてい

るが、調査票をみても分かりづらい。どのような品目、業種について販売金額項目を追加したのか。

新井補佐（経済産業省鉱工業動態統計室））非金属鉱物月報、コークス月報において、平成14年1月の改正から販売金額項目を設けることとしている。

飯島委員）月末在庫については、金額も記入することとなるのか。

新井補佐）金額は、販売金額のみの記入とする計画である。

飯島委員）仮に在庫金額の記入となると、コストが表面化し、企業機密にタッチな部分が残るだろう。

篠塚委員）今回の統一基準では、金額に関する調査項目として9月報が挙げられているが、このうち改正案では非金属鉱物月報とコークス月報に金額項目を設けることとしている。鉄鋼、化学繊維等の残りの7月報については、今後、計画的に設けることしていると理解してよいか。

新井補佐）企業、業界等とも相談し、協力を得ることにより金額項目を設けることとしたい。

菅野委員）経済産業省所管外の生産動態統計の件については、例えば、今回の改正では食料品製造業が対象から漏れている。出荷金額では鉱工業全体の約1割弱であるが、事業所数では5万9000事業所と最も多い業種であり、事業所数で最大の業種が漏れていることとなる。手続論になるかもしれないが、総務省が調査実施部局に積極的に働きかけ、すべて同時期に検討するというのではなくても、横断的に議論できる形でイニシアティブをとっていただくことを要望する。

平山部長）竹内会長から御発言があったとおり、統計審議会においては法施行型に移行した後、指数に関わる部会がなくなった。行政側としては、先般、「各府省統計主管部局長等会議」の下に新たに会議を設け、専門家の方々にも御参加をいただき、CPIに関して議論している。今後、重要な指数については、このような各府省をメンバーとする会議の場で専門家も交えて、統計審議会の移行前に設置していた経済指標部会に類似した形で情報交換を行っていくこととし、ただ今の件等についても同様に府省横断的に議論することとしたい。

美添委員）この生産動態統計の結果を利用して算出される鉱工業指数は大変利用者が多い指数とされており、その中でも生産能力指数と稼働力指数は特徴的な指数であるが、使い方が難しいと言われている。特に、業種によってはカバレッジが不足していることが指摘されている。今回の計画において検討することとなっていたが、具体的な検討内容を御紹介していただきたい。

高橋室長）検討した結果、電気機械工業関係のシリコンウェア、電池関係の5品目が実査可能となった。従来、最もブレの可能性があるとされていた電気機械工業関係について、今回重点的に取り組んだ。

今回の5品目に引き続き充実を図っていきたい。

美添委員）困難であることは承知しているが、今後、技術的な点も含めて検討していただきたい。

竹内会長）改正箇所は非常に膨大であり、すべての細かい点を議論する余地はないが、全体の統一基準を設け、その基準に基づいて個々の点について見直しを行うこととしており、全体としては評価できるだろう。

本案をもって当審議会の答申として採択してよろしいか。御異論がなければ、総務大臣に対して答申することとする。

それでは、経済産業省経済産業政策局の成田調査統計部長から御挨拶を頂く。

成田部長) 御審議を頂いた生産動態統計調査は、数ある経済産業省の統計の中でも鉱工業生産指数の基礎となるという点で特に重要な統計調査である。本統計調査は、昭和23年に調査を開始して以来、時代の要請に応じて数次にわたる見直しを行ってきたところであるが、今般、オンライン化の一層の推進及び経済統計としての精度向上のために所要の見直しを行うべく、そのための統一基準を設けることとした。これにより、鉱工業生産活動の動向がよりの確に把握できるとともに、報告者負担の軽減を図ることが可能になると考えている。

今般の答申については、竹内会長、清水部会長及び各委員・専門委員の方から貴重な御意見を頂き感謝している。今後は、本答申を踏まえ、報告者、都道府県等調査関係者に混乱が生じないように、調査を着実に実施してまいる所存である。

(2) 部会の開催状況

1) 産業分類部会

平成13年10月19日に開催された第15回産業分類部会(議題:「一般原則について」及び「大分類H-情報通信業について」)及び11月2日に開催された第16回産業分類部会(議題:「大分類H-情報通信業について」、「産業分類体系について」及び「その他」)の開催結果について、舟岡部会長から報告が行われた。

[質 疑]

竹内会長) 「一般原則について」のうち「第1項 産業の定義」のなお書き部分について、「家庭内においてその構成員が家族を対象として行う生産・サービス活動は、ここでいう産業には含めない」という記述があるが、「家族を対象として行うサービスの提供は産業に含めない」という表現の方が良いのではないか。「生産・サービス活動」というより、家事を提供するという意味ではないのか。

事業所の定義には自家消費の物の生産は考慮に入れなくても良いが、産業活動一般として考えると自家消費も産業活動といえる。例えば、伝統的な農業は産業活動と捉える方が自然であり、家事労働については「生産」を省き、「サービス活動」のみで良いのではないか。

舟岡部会長) 議論の結果、家事労働はサービスのみならず物の生産を含み、家庭内においてその構成員が家族を対象として行う生産・サービス活動は産業に含めない方が適当であるとしてこのような修文を行うこととした。国際標準産業分類及び日本標準産業分類における「産業」の定義は、「類似の事業活動を行う事業所の集まりを産業という。」との考え方に拠っている。事業所をベースとして類似のものを産業とすると、経済活動が事業所として認定し得る対象であるかが大前提となる。会長の御指摘の点は、次回の部会で諮りたい。

竹内会長) 伝統的な農業の自家生産分は、産業活動の一部と捉えていたのではないか。家庭菜園を趣味で行っている分は考慮に入れる必要はないだろうが、継続的に行われている食料の自己消費の生産分については概念上の定義を検討していただきたい。

また、「一般原則について」の第6項に「同一経営主体の事業所のみを対象とし」と記述されているが、この「同一経営主体」とは附随する事業所と同じ経営主体ということか。

舟岡部会長) そのとおり。

竹内会長) この表現では「単一の経営主体」と解釈され、特定の企業とのみ取引をする特約関係、下請事業者等と誤解される恐れがある。「同一」とは「同じ事業所内」という意味であるとは分かりづらいのではないか。自家用である等の説明が付くのか。

牛尾調査官) その前に「自家用倉庫、自家用修理工場、自家用集荷所など同一経営主体の事業所のみを対象とする事業所は、統計調査によっては主事業所に含めて一事業所とする場合がある」としており、誤解はないと思う。

竹内会長) それであれば問題ないだろう。

篠塚委員) 「インターネット附随サービス業」を中分類の名称として創設し、小分類、細分類も同様の名称とすることとしているが、産業分類部会において同様の名称とする場合、どのような運用を考えているのか。

舟岡部会長) 新しい事業活動でもあり、まだ十分に定着していないが、様々な事業展開をしている事業所がある。現段階において「インターネット附随サービス業」をさらに細かく分類した場合、実査上の問題の発生等が危惧されることから、この分類体系の中では同一のものとする事とした。

竹内会長) 表現方法としては、中分類をさらに細分化しないということか。

舟岡部会長) そのとおり。

竹内会長) 中分類、小分類及び細分類が事実上同一名称となるのは、細分化しないからではないのか。本来の概念は中分類であり、それが細分化されていないから小分類及び細分類が上の分類と同一名称となる。つまり、細分類の概念が基本ということではなく、中分類が基本といえるのではないか。

舟岡部会長) そのとおり。

2) 企業統計部会

平成13年10月18日に開催された第68回企業統計部会のうち、議題「個人企業経済調査の改正について」の開催結果については、答申(案)の審議の際に審議経過と併せて報告された。

68回企業統計部会及び11月1日に開催された第69回企業統計部会(議題:「科学技術研究調査の改正について」)の開催結果について、後藤部会長から報告が行われた。

[質 疑]

飯島委員) 部会において、出向者の取扱いが議論になっているということであるが、現段階における大多数の企業の実情をみると、出向者は本籍を出向元とし、現住所は出向先として、出向先の就業規則に従い、賃金、法定福利費等のすべてを出向先が負担している。したがって、その出向者の身分については出向先がマネジメントを行っている。出向者を出向元で捉えると、かなり概念が変わることから、相当、説得力のある定義付けが必要である。この出向の問題については出向先が人事権を持っていることから、是非出向先で研究費、要員等を把握する方向に結論付けていただきたい。

また、資料の中で「事業所・企業統計調査の『親会社・子会社の有無』を活用して、

標本設計を行うことを検討する」という表現があるが、どのような標本設計を想定した議論なのか。

後藤部会長) 出向者については、出向元で把握した方が漏れが少ないという意見と、出向先で把握した方が望ましいという意見の両方がある。今の御意見を十分に尊重して議論していきたい。

また、「親会社・子会社の有無」の活用については、舟岡委員からの御提案である。舟岡委員) 経済産業省の企業活動基本調査を分析した結果によると、売上高研究開発費比率は親会社があつて子会社がない企業の方が、親会社がなく子会社がある、あるいは親会社・子会社がない独立会社よりも少ないという結果が出ている。科学技術研究調査は親会社・子会社の情報がある事業所・企業統計調査を母集団名簿として利用しており、その情報を標本抽出の際に利用することも検討して良いのではないかという趣旨である。

後藤部会長) この点については、企業によっては研究所を子会社化しているケースもあり、取扱いに難点があるのではないかとする意見もあるため、結論はまだ出ていない。

舟岡委員) 補足をすると、一定規模以上で研究実績のある事業所についてはできるだけしつ皆調査を行い、それ以外の事業所については標本抽出を行う。比較的規模の小さい事業所については標本抽出の際に、研究実績の多い事業所について効果的に抽出する方法を検討する際に、この親会社・子会社情報が十分活用し得るのではないかという趣旨である。

竹内会長) 標本設計の基本的な考え方として、研究実績が実際にあるところを調査の対象とすることは重要であると思うが、一方、産業別の研究費を見ると結果に偏りが発生する可能性はないか。研究費の実績が少ない産業は調査の対象が少なくなり、産業間の研究費の比較に偏りが生じるおそれはないか。

美添委員) 前回の審議会で標本設計についてコメントしたことについて補足させていただきたい。今回の見直しについては調査対象の産業を拡大することから、継続的に研究費を支出している企業の抽出数を従来に比べて減らさないと新しい産業に属する企業を十分捕捉できないとされている。

部会においてもいくつかのポイントが議論されているが、従来、研究実績のある企業を継続的に標本としたのは、パネルデータとしての価値よりも、小規模の企業は研究活動を余り行っていないことから、調査の効率が悪いことによる。この抽出方法でも層別に推定することによって、母集団名簿を整備すると、竹内会長から御指摘のあった偏りという問題は避けることができる。

このポイントについては、第 69 回の部会の議論により整理されており、結果概要の(1)ア 2)、3)により、調査の効率性を勘案して研究実績のある企業はできる限り標本に含めることが望ましいとしている。(1)ア 2)に記述のあるとおり、産業別・資本金別に前年比を見ることがあるため、優れた標本設計であると考えられる。

また、(1)ア 3)も標本設計についての建設的な提案であり、資本金または従業員数が一定規模以上の企業をしつ皆調査するとしているが、一定規模以上であれば研究実績も多く、パネルとしての価値も高い。これがある程度実現できれば、竹内会長から御指摘のあった偏りは生じない。その実現性について再確認していただき、対象業種

の拡大が行われると、良い結果が出ることが予想される。

竹内会長) (1)ア2)に「本調査結果の利用としては、産業別・資本金別に前年比をみるということが多くと考えられるので、研究実績のある企業についてはできるだけ継続的に調査をすることが望ましい」と記述されており、全体的にはそのとおりである。しかし、例えば、ある新産業では新しい企業が次々と設立されてきているが、そのような企業は当然研究実績がない。そのような産業については調査のウエイトが非常に小さくなり、その産業に関して前年比をみた場合、非常に不都合な結果が起こるのではないか。実際に現在継続している企業のみを調査することが、果たして良いのか疑問を感じる。

飯島委員) 特に素材産業に多いケースとして、親会社が研究機関を持ち、子会社から研究を受託し、研究開発が終了すると子会社を含めて関連会社に技術移転を行う。親会社が研究開発費を負担し、技術移転時にロイヤリティ、ノウハウフィー、パテントフィー等を得るという場合がある。国内外の子会社からの研究成果を移転してロイヤリティ収入を得る場合、子会社から見ると研究開発は行っていないがロイヤリティを支払っている場合の取扱いはどうなるのか。

また、研究開発については、今後、欧米諸国と同様に産学官の連携、企業間の連携が増加するだろう。自社では研究開発施設を持っていないが、大学等の研究機関に委託研究を行った場合も捉えられるのか。

後藤部会長) 社内費用と外部委託研究費は分けて把握している。また、美添委員の御指摘のように、ある一定の資本金、従業員数以上とすると標本数の規模がどのくらいになるのかいくつかの案を作り、その方向で議論を進めている。

竹内会長) 企業から大学に出向している場合についても、重複や欠落の危険性があるので調査上どのように捉えるのか明確にしておかなければならない。調査の実査において御検討いただきたいが、いずれに帰属させるかという問題があるのではないか。

飯島委員) 企業が大学に研究者を派遣するのは、特定のプロジェクトや研究テーマを持っている場合が多い。その場合は出向ではなく、派遣という用語を用いている場合が大半である。

竹内会長) 1、2年の期間で企業から大学の特定ポストに研究者を迎えることがある。大学側の扱いとしては、完全に大学のスタッフとして処遇するが、実際は出向であり、期間終了後に企業に戻る。このようなケースは、企業ばかりではなく官庁でも見られることであり、その出向者の取扱いについても御検討いただきたい。

後藤部会長) 任期付き任用のような形態については、両方で漏れたり、ダブルカウントにならないように留意したい。

廣松委員) この問題は、研究者をとらえるのに、いわばアクチュアル主義が良いのかユージュアル主義が良いのかという問題に近いのではないか。それを考える際、研究者の身分と研究費を使用する場所との対応関係が重要だろう。

竹内会長から各産業の研究費総額の重要性についての御指摘があったが、同時に1人当たりの研究費支出額も重要な指標の一つだろう。したがって、研究者のとらえ方と研究費の支出額のとらえ方があまりかい離しないような形で妥協していかざるを得ないのではないか。

標本設計については大変貴重な意見をいただき、次回の部会に反映していきたいが、

今回、新しく追加する産業については、残念ながら事前情報を多くは持っていない。まず、オーソドクスなサンプリング方法を適用した上で、ある程度情報が集まった段階でその後の方向性について検討すべきではないか。

(3) その他

1) 後藤企業統計部会長からの発言

後藤部会長) 7月13日に開催された第586回統計審議会で答申した「法人企業統計調査」については、7～9月期の集計結果の公表がGDPの速報に間に合わず、GDPの速報値が後で大幅に変わるという問題があり、審議の過程で「法人企業統計の公表予定を早めてほしい」という意見が出された。その結果についてお知らせしたい。

平成13年7～9月期の法人企業統計調査については、財務省のホームページで12月5日(水)が公表予定日とされている。また、7～9月期のGDP速報については、内閣府のホームページで12月7日(金)が公表予定日とされている。法人企業統計調査の公表予定日が昨年よりも6日早くなっており、この結果は7～9月期のGDP速報にも利用されることになるということである。

7月の答申において、法人企業統計調査について公表の早期化が提言されたが、この答申に趣旨に沿った結果であると考えており、この場でご報告させていただいた。

[質 疑]

菅野委員) 補足であるが、3か月以上も前の早い段階でGDPの公表日が分かり、併せて7～9月期の法人企業統計季報のデータが使われるとなると、ユーザーとしてもトランスパレンシィ(透明性)の観点から向上が図られたと言える。7～9月期のGDPも精度が向上し、海外も含め非常に高い評判を得ていることを参考までに申し上げる。

竹内会長) 非常に良いお知らせであり、関係各位の御努力に感謝の意を表したい。

2) 新村委員からの発言

新村委員) 前回審議を行った統計調査の民間委託については、実行上どのように行われるのか。調査実施部局が独自に入札を行い、毎年調査であれば、毎年入札すると思えばよいのか。あるいは、統計基準部においてガイドライン等を作成しているのか。

[質 疑]

北田審査官) 平成元年に策定された「調査票等の管理に関する指針」という統一的な基準がある。その中で、業務の委託に関して「講ずるべき措置のガイドライン」が示されており、「調査実施者は調査票等の集計のための作業補完を外部に委託する場合は、契約書に善良なる管理者の守秘義務、秘密保持義務及び適正管理義務を明記するとともに、次の事項を覚書等で取り交わすなどの措置を講ずる」として、例えば調査票の複写・貸与・提供の禁止、秘密保護、作業中の入出力媒体の廃棄に関する事項、調査票等の管理状況についての検査、違反したときの契約上の措置等が具体的に定められている。

調査を委託する場合に留意すべき事項としては、このように各府省統一なガイドラインが示されており、その中でそれぞれの具体的調査に際し、作業、段取りが決められていくものと考えている。

新村委員) 実際に業者選定をする際には、毎年同一調査を行う場合は複数年契約となるのか、

毎年入札を行うのか。

竹内会長) 入札、随意契約等のルールは通常の業務委託と同様であるのか。

北田審査官) 国の機関から民間企業への業務委託であり、入札、随意契約については国の会計としての一般的ルールに従い実施される。

新村委員) 各府省が独自に行い、特にガイドラインを設けていないのか。

北田審査官) 業務委託に関するガイドラインには、委託先、契約方法等の基準はない。